

女性教職員が利用できる福利厚生制度

本学で働く女性教職員は、下記の福利厚生制度を利用することができます。



育児支援に伴う休暇等

区 分	内容等	対象職員	
育児休業	子が3歳に達する日までの間、申し出た期間休業可能	3歳に満たない子を養育する職員	
育児短時間勤務	職員が希望する日及び時間帯において通常の勤務時間より短い時間で勤務可能	小学校入学前の子を養育する職員	
育児時間	勤務時間の始め又は終わりに1日2時間の範囲内で休業可能	小学校入学前の子を養育する職員	
早出遅出勤務	1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務することが可能	小学校入学前の子を養育する職員又は、学童保育施設等に通う小学生の子を迎えに行く職員	
特別休暇	子の授乳等	子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送迎等を行う場合1日2回それぞれ30分以内の休暇を取得可能	生後1年に達しない子を養育する職員
	子の看護	小学校入学前の子の看護を行う場合1年に5日の範囲内(小学校就学前の子供が2人以上いた場合は10日の範囲内)で休暇を取得可能	小学校入学前の子を養育する職員

経済的支援

- 出産費: 出産したときは、出産費が支給されます。
- 出産手当金: 出産のため勤務を休み報酬の全部又は一部が支給されないときは、出産手当金が支給されます。
- 育児休業給付金: 育児休業中、報酬の全部又は一部が支給されないときは、育児休業給付金が支給されます。